Rules



1、お客様の分類の定義

お客様に応じて、以下の分類で定義を行います。

- ・個人:法人に属さない又は個人名義で活動を行い、予算を個人名義の資産から捻出するお客様。
 - ※個人名義でフリーランスとして仕事を行っていたり、副業を個人名義で行っている方などが対象です。 また、企業に属していても、依頼時には個人名義でポケットマネーからお支払いを行う方も同様です。
- ・法人:法人名や団体名の名義で活動を行い、予算を法人や団体名義の資産から捻出するお客様。
 - ※法人や団体の担当者として、法人の看板を掲示して依頼する場合は、例外なく対象となります。

また、個人名義で依頼を行っても、お支払いの資産が法人名義の場合や、実質法人扱いとなる場合も同様です。

2、お支払い金額の変動

- ①以下の条件に当てはまる場合は、時間報酬制の単価が上昇する事があります。
 - ・経済状況などの情勢の変化により、現状の単価の維持が難しいと判断した場合。
 - ・自身のスキルレベルの向上により、単価を上昇しても需要があると判断した場合。
 - ・その他、単価の上昇を決定せざるを得ない事象が発生した場合。
- ②以下の条件に当てはまる場合は、固定報酬制の単価が上昇する事があります。
 - ・①の時間報酬制の単価の上昇に伴い、固定報酬金額も上昇させる必要があると判断した場合。
 - ・昨今のシステム開発の世間一般的な小規模開発の工数を見直し、基礎算定工数が増加した場合。
 - ・その他、固定報酬額の上昇を決定せざるを得ない事象が発生した場合。
- ③以下の条件に当てはまる場合は、受注後に工数が追加で発生しお支払い額が上昇する場合があります。
 - ・お客様都合により、仕様変更や修正などの追加作業が発生した場合。
 - ・その他、お客様都合と判断せざるを得ない事象が発生した場合。
- ④お支払い金額の上昇のタイミングとして、以下の様に定義します。
 - ・金額の改定後、新規に受注するタイミング。
 - ・金額の改定後、進行中の案件においてお客様都合により追加で工数が発生したタイミング。
 - ・その他、上昇すべき時点と判断されるタイミング。
 - ※特段事情が無い限りは、受注済で工数が確定している分に関しては、金額上昇は行わない想定です。

3、お支払い金額の採用時の留意点

受注側が金額を提示する以前に、お客様の方から金額の提示があった場合、採用される金額は「金額が高い方」となります。

※お客様の求人の内容に、受注側が提示予定の金額を上回る金額が提示されていた場合、受注側が提示予定だった 安い金額では無く、お客様の提示した高い金額がお支払い金額となります。

4、成果物の提供範囲

提供する成果物に関しては、案件別にお客様との協議により決定致します。 その為、協議で合意した場合に限り、提供が制限される成果物はございません。

5、納期の変動

- ①以下の条件に当てはまる場合は、無条件で納期が延長となる場合があります。
 - ・お客様都合により、仕様変更や修正が発生し、納期の延長がやむを得ない場合。
 - ・その他、お客様都合と判断せざるを得ない事象が発生し、納期の延長が必要となった場合。
- ②以下の条件に当てはまる場合は、お客様と協議したうえで納期が延長となる場合があります。
 - ・受注側の事情により、延長せざるを得ない事象が発生した場合。
 - ※協議を行う際は、お客様の納得がいく理由を提示致します。

6、お支払い金額の算定方法

お支払い方法の違いに応じて、算定方法が異なる為定義します。

- ・時間報酬制: お客様との協議により決定する単価(¥/H)×受注側の開発作業に要する時間(H)
- ・固定報酬制: 受注側が定義する単価(¥/H)×50(H)×0.8
 - ※固定報酬の算定基準となる工数は、2024/12月現在では「50H」となります。
 - ※「0.8」とは、固定報酬算出の際に、時間報酬制よりも若干お安くするための補正値となります。

7、受注側の稼働工数の制限

受注側は、一週間当たり以下の工数範囲内で稼働致します。

- · 15H
- ※当方副業で行うため、想定として「21:00~24:00」の「3H」で、「月~金」のみの稼働となる為です。
- ※開発日程の計画立案も、この制限を考慮して提示いたします。
- ※また、本業との兼ね合いも考慮し、発注時点で提示する日程を長めに設定する場合がございます。

8、無条件で受注を拒否する事案

受注する案件が以下の条件に該当する場合、即時契約を解除するものとします。

- ・実施する案件が、犯罪行為に加担するものであると判断された場合。
- ・顧客が反社会的勢力に該当すると判断された場合。
- ・社会通念上、コンプライアンス違反に該当する行為を、直接受ける又は見聞きする事が複数回あった場合。
- ・本条項の事案により、過去に受注を拒否された顧客である場合。

9、協議の上、受注をお断りする場合がある事案

受注する案件が以下の条件に該当する場合、お客様と協議した上で案件をお断りする場合があります。

- ・受注する案件の開発規模において、業務を完了するまで遂行する事が出来ないと判断された場合。
- ・受注する案件の開発難易度において、業務を完了するまで遂行する事が出来ないと判断された場合。
- ・その他、受注が出来ない相当な理由がある場合。

10、固定報酬制の選択条件

固定報酬制に関しては、以下の条件に全て当てはまらない場合のみ、受注が可能となります。

- ・案件管理業務を、お客様の方で行う場合。 ※WBSをお客様側で管理する場合となります。
- ・開発工数が「50H」を上回る場合。
 - ※一つでも該当する場合は、時間報酬制の選択のみとなりますので、ご注意ください。

11、開発中止時の対応

報酬制に応じて、対応が異なります。

①時間報酬制

- ・お客様都合による中止の場合は、中止の時点で稼働実績のある工数分の料金をお支払い頂きます。
- ・受注側都合による中止の場合は、お支払いが未確定の工数の料金は頂きません。
 - ※工程ごとにお支払いを分割するなどで、検収を終えて既にお支払い済みの料金に関しては、ご返金できません。

②固定報酬制

- ・お客様都合による中止の場合は、あらかじめお見積りした料金を全額請求致します。
- ・受注側都合による中止の場合は、一切請求致しません。
 - ※先払いで既にご入金頂いている場合は、全額返金致します。

③共通

- ・「8、無条件で受注を拒否する事案」において、以降の開発を拒否した場合で、報酬を受け取ると不利益が発生する場合は、稼働工数分含めて一切請求しません。
 - ※犯罪に加担する案件や、反社会的勢力からの金銭類の全てを拒否します。
 - ※既に入金済みの場合は、即刻返金致します。

12、法的措置

以下の条件に該当する場合は、法的措置に移行する場合がございます。

- ・受注側に瑕疵が無いにも関わらず、料金のお支払いが無い又は大幅な遅延がある場合。
- ・社会通念上、コンプライアンス違反に該当する行為により、受注側が多大な不利益を被った場合。

13、契約体系

開発規模に応じて、契約体系が異なります。

- ①固定報酬制、又は時間報酬制で工数が50H以内の場合
 - ·請負契約 又は 準委任契約 が選択可能です。
- ②工数が50Hを超える場合
 - ・準委任契約 のみ選択可能です。
- ③その他事由
 - ・お客様から案件の内容をヒアリングしたうえで、自身の成果物の瑕疵により多大な影響が発生する恐れがあると判断した場合、固定報酬制又は工数が50H以内であっても、**準委任契約**のみの対応となる場合があります。

14、無償対応の範囲

以下の条件に当てはまる場合は無償対応とし、当てはまらない場合は例外なく有償対応と致します。

- ①受注から検収完了直前まで
 - ・受注側都合により瑕疵が生じた場合。
- ②検収完了後
 - ・受注側都合による瑕疵の場合で、検収完了後から3か月以内に発覚した場合。
 - ※保証期間は3か月以内という解釈となります。

以上